

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠松町長 古田 聖人

市町村名 (市町村コード)	笠松町 (21303)
地域名 (地域内農業集落名)	北及・門間地区 (北及・北門間・中門間・下門間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月4日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進んでおり後継者がいない農家が6割にのぼる。  
担い手が受けにくい狭小な農地も多い。  
高齢化により農事改良組合の組合員数が減少し、水路等の清掃が行き届いていない場所がある。また、水路等の農業用施設の老朽化により水の管理が難しい農地がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構を通じて、認定農業者や農業法人など地域の中心となる担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、個人農業者の農地利用も効率的に行えるよう農地利用調整を更に進めていく。また、水の管理や草の管理等については担い手だけに任せるのではなく、地元の理解と協力を得て地域の農地及び農業用施設の保全を継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる担い手による農地の集積・集約化を進めることを基本方針とする。また、新たに入作を希望する農業者が現れた場合は、その農業者も含めて農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地権者の同意が得られる範囲で担い手の意向を踏まえ、原則として農地中間管理機構に貸付けていく。また、地権者の同機構の事業に対する理解を深めていただくよう丁寧に説明を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水の管理が適切に行えるよう羽島用水土地改良区と連携し、補修や清掃等を効率的に実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の中心となる担い手の経営力強化に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、農業協同組合等との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p><b>【選択した上記の取組方針】</b></p> <p>②有機農業等を推進するエリアを設ける。</p> <p>⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に努める。</p>				